

市民意見募集で寄せられたご意見の概要と札幌市の考え方

札幌市障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の策定にあたり、令和2年7月3日から7月26日までの期間、市民意見募集を行いました。

2名の方と1団体から、22件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要と札幌市の考え方は以下のとおりです。

上段：ご意見の概要 / 下段：札幌市の考え方

【策定の趣旨・計画の位置づけ・計画期間】に対するご意見

1. 障がい福祉計画を作ったメンバーと新たな計画を策定する理由について教えてください。（類似意見：他1件）

条例に基づき設置されている障害者施策推進審議会に計画検討部会を置き、障がい当事者や障がい者団体、福祉関係者、有識者等、多様な立場の方に参加いただき、計画案を検討いただいております。委員名簿については札幌市公式ホームページで公開しております。

[http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/kyougikai/shingikai\\_r02\\_kentou.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/kyougikai/shingikai_r02_kentou.html)

また「障がい（児）福祉計画」は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等に基づき、3年ごとに定めることとされております。このたびは、現計画期間の終了に伴い策定するものです。

【障がいのある方の現状（実態調査結果）】に対するご意見

2. 市民理解が進んでいるとは思えない。

障がいのある方に対する市民の理解については、前回調査（2016年度）と同様、「あまりそう思わない」「まったく思わない」の割合が「（まあまあ）深まっている」よりも上回る傾向にあり、引き続き、取組を推進する必要があると考えております。

3. 働きたい障がい者は多数いる。障がい福祉サービスを充実させてジョブコーチの育成にも力を入れてほしい。

札幌市では、企業に直接出向き、職場定着支援や実習時のアセスメントを行う市独自のジョブサポーターを、市内4カ所の障がい者就業・生活相談支援事業所に2名ずつ配置し、働きたい障がいのある方の支援体制を整備してきたところです。

さらに札幌市自立支援協議会の就労支援推進部会では、NPO法人ジョブコーチ・ネットワークとの共催により、ジョブコーチ養成研修等の研修を毎年開催し、ジョブコーチの育成に取り組んでおり、今後も就労支援体制の充実に取り組んでまいります。

4. 実態調査結果では、障がい者が就労機会よりも障がい福祉サービスの充実を強く望む結果となっているが、これはベースとなる必要最低限の生活が整わなければ、外出も就労も困難であるという障がい者の切実な状況が示されているからです。こうした現状を踏まえて、より一層サービスの充実が図ることを記載してほしい。

障がいのある方が、地域で安心して生活していくことができるよう、引き続き、様々な観点から、障がい福祉サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

## 【計画改定のポイント】に対するご意見

5. 障害者文化芸術推進法や読書バリアフリー法とはなにか。

障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、平成30年6月に公布・施行されました。

また、読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）は、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、令和元年6月28日に公布・施行されたものです。

【計画の体系（計画目標・成果目標・活動指標）】に対するご意見

6. 障がい者の重度化、高齢化、親亡き後を考慮した目標を設定してほしい。

現行計画では、2020年度末までに地域生活支援拠点等（※）を整備することとしていますが、整備後も必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要があるとの国の考え方にに基づき、次期計画では、その機能の充実を成果目標に掲げることを検討しています。

※地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

7. 第5期計画期間中に体験した胆振東部地震と現在起きている新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて災害及び感染症等に関する取り組みを記載してほしい。

防災については、さっぽろ障がい者プラン2018で、障がいのある人が地域で安全・安心な生活をおくることができるよう、支援対策の推進を掲げ、取組に努めてきたところです。

このたびの新型コロナウイルス感染症につきましては、必要な支援が確保されるよう、サービス事業所向けの研修等に取り組んできたところであり、改定内容に反映することも含めて検討してまいります。

8. 差別に対する意識や認識の低さが目立つと感じている。政令市である札幌市として、差別をなくすための周知啓発及び差別が生じたときの紛争解決の仕組みの創設を盛り込んでほしい。

引き続き、障害者差別解消法の啓発・広報に努めるとともに、障がい者に対する差別や偏見をなくして、思いやりと配慮をもって手助けしようとする行動や考え方（心のバリアフリー）の普及啓発を推進していきます。

紛争解決の仕組みとしては、北海道が設置する「石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」があります。札幌市としても、北海道と連携しながら、適切な相談対応等にあたっております。

9. 札幌市として障がい者雇用を民間の垂範となるような取り組みとして進めること及び就労系事業所への優先発注に取り組むことを記載してほしい。

札幌市の障がい者雇用については、これまでも国が定めた法定雇用率を達成しているほか、平成30年度の採用試験からは、受験要件を精神障がい・知的障がいにも拡大する等、積極的に取り組んできたところです。今後も誰もが働きやすい職場環境となるよう、取組を進めてまいります。

また、就労系事業所への優先発注については、現行のさっぽろ障がい者プラン2018において、既に重点取組として記載していることに加え、毎年度定める「札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の中の調達目標に基づいて計画的に実施しているところです。

10. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとはどのようなものか教えてほしい。

精神に障がいのある方が、地域の中で安心して自分らしい暮らしをすることができるように、病気になった場合の医療、介護などの助けが必要となった場合の障害福祉・介護、住まい、働くことなどの社会参加、地域の助け合い、困りごとに対する相談窓口など、これら全てが含まれている仕組みのことで、お互いに連携を取ることで地域での暮らしを支えていきます。

11. 「障がい福祉サービスの質を向上させるための取組」について、サービスの基盤となる介護人材の確保を緊急課題として取り組むことを記載してほしい。

札幌市では、これまでも、障害福祉サービス事業所職員の人材育成や人材定着を推進する観点から、人材育成方法等を具体的に学ぶことができる事業所管理職等を対象とした研修を独自に実施してきました。これに加え、障がい福祉サービス事業所等によるキャリアパス制度（経験や資格に応じた昇給・手当制度など）の導入を支援する「キャリアパス制度導入支援事業」や、専門学校等との連携により、新卒者等に対して直接障がい福祉の仕事の魅力を発信し、新規就職者の増加を目指す「障がい福祉サービス魅力発信事業」を実施してまいります。以上の取組等を通じて、障がいのある人を支援する人材の確保に取り組む旨、記載いたします。

## 【今後のスケジュール（予定）】に対するご意見

1 2. 素案の策定の前にパブリックコメントをやるべきだと思ふ。

策定する計画には、障がいをお持ちの方を含む市民の意見を十分に反映することが重要であることから、昨年度に実態調査を行ったほか、計画案を作成している現段階においてご意見を募集しました。

この後、計画案ができた12月末から1月にかけて、パブリックコメントを実施する予定です。実施の際は、札幌市ホームページや広報さっぽろへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により周知いたします。

## 【その他】のご意見

1 3. 障害者総合支援法のなかで、自立支援医療（精神通院医療）と福祉サービス受給者証の手続きをもっと簡単にしてほしい。

自立支援医療（精神通院医療）と障がい福祉サービスに係る手続きは、法律等の定めに基づくものであることから、札幌市の判断だけで手続きを簡略化することができないことにつきまして、ご理解いただきますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、手続きに関するご相談やご質問等につきましては、区役所保健福祉課までお気軽にお問い合わせください。

1 4. 福祉乗車証を精神3級まで認めてほしい。

札幌市の障がい者交通費助成制度は、各政令指定都市における同様の制度の障がい者一人当たりの予算額を比較した場合、全国的に高い水準となっております。

また、札幌市の財政状況が厳しい中、福祉パスの交付対象拡大は困難ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

15. 増加する精神障がい者に対する札幌市の対策はなにか。

札幌市では、各区の精神保健福祉相談員が精神に不調を覚える方や精神に障がいのあ  
る方等からの相談に応じ、必要な助言、利用可能な社会資源に関する情報提供、精神科  
への受診勧奨等を行っております。また、精神保健福祉センターでは、心の健康づく  
り電話相談等による精神保健福祉相談や、精神保健福祉に関する正しい知識の普及に関  
する活動を行っております。

一方、現在国においては、精神に障がいのある方が、地域の一員として、安心して自分  
らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け  
合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」  
の構築を目指しておりますが、札幌市においても同システムの構築に向けた協議の場を  
2020年度末までに設置できるよう、取組を進めております。

今後も、上記のような活動や取組を通して、札幌市の精神保健福祉施策の充実が図れ  
るよう、努めてまいります。

16. 作業所の工賃や障がい者年金の収入で生活していくことは困難。(経済的な支援  
等を)検討してほしい。(類似意見：他2件)

障がい福祉サービスの確保に加え、障がいをお持ちの方の能力等に応じて一般  
就労が促進されるよう、引き続き支援に取り組んでまいります。

17. 障がい者の自立を支援する観点から、日常生活用具の給付要件を緩和してほし  
い。

日常生活用具の給付品目につきましては、厚生労働省通知で示されている日常生活  
用具参考例や関係団体等のご意見のほか、障害種別の対象品目とのバランスや、他都市  
の給付状況等を考慮しながら拡大を図ってきたところです。ご要望のありました要件  
緩和につきましても、ニーズや予算、必要性等について、他の要望と併せて優先順位を  
つけて都度検討を行ってまいります。

18. 元気さーち（札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページ）で、グループホームや就労継続支援事業所等の情報をもっと知らせてほしい。

元気さーち（札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページ）は、可能な限り新しい情報をご案内するため、各事業所がそれぞれ情報を入力することとなっています。このため、事業所によって情報量などに差が生じてしまう場合がありますが、今後も事業所へ詳細な情報の入力をお願いするなど、本サービスの充実に努めてまいります。

19. 札幌市から出す書類については、すべてルビをふってほしい。

札幌市では、主に知的障がいのある人にとって、漢字等にルビをふることは有効な情報提供やコミュニケーションの手段であることを、庁内研修などを通じて職員周知を図っており、引き続き、各部署への周知に努めてまいります。書類の内容等にご不明な点がある場合は、提出先の窓口等の職員へ気軽にお問い合わせいただきますようお願いいたします。